

新たなまちづくり推進組織について

これまでの「県都にぎわい創生協議会」においては、ランドデザインを推進する組織として「まちづくり福井㈱」の機能を強化して進めるのが最適という方向性が示された。

一方で、現在のまちづくり福井㈱では、「専門的な知識を持った人材の不足」や「安定した収入を得る仕組みが確立されていない」など課題も多い。

そこで、「新たなエリアマネジメント組織」として、まちづくり福井㈱の機能を下記の通り強化する。

1. 専門人材とスタッフの増強

- (1) 専門知識を持った外部専門家の補充
6月中旬より金融業務や不動産業務の経験を持つ外部専門家1名を業務委託形式で専従勤務。「県都まちなか再生ファンド」を活用し、中心市街地のエリアマネジメントに取り組む
- (2) 専従社員の1名増員
上記外部専門家をサポートするとともに、中心市街地の不動産物件の調査とデータベース化、開業・起業希望者やリノベ相談者の一次対応を行う専従社員を1名増員
今後の事業に応じて、企業からの派遣出向も要請予定

2. 資本金の増資

- (1) 安定収入を確保するための投資
まちづくり福井㈱自らが中心市街地の不動産を所有し、投資した上での賃貸事業やリノベーション物件として新たなプレーヤーを誘導し、賃貸事業を行い安定した収益事業とする。
- (2) 新栄商店街内の物件
高齢化した不動産所有者からは売却の相談もあり、まちづくり福井㈱が一旦購入し、リノベーション物件として希望者への賃貸を行う。
(1)(2)の事業を行うために、資本金を増資する。

	現状	増資計画	増資後
発行株式数	1,175 株	1,465 株	2,640 株
資本金額	5,875 万円	7,325 万円	13,200 万円

※まちづくり福井㈱の定款により発行可能株式数は2,640株

※資本金が1億円超で大企業となり、外形標準課税の対象になるなど、税務上優遇措置を受けられなくなることも想定されるため、増資後の資本金を1億円以下とし、資本金に組み入れない分を資本準備金で計上することも検討

3. 業務範囲の拡大

- (1) 不動産事業
中心市街地の不動産をつかった投資事業を新たに実施
- (2) 公共空地の利活用による賃貸事業
公園や河川敷等公共が管理する敷地を使って民間事業を誘致する。
- (3) 広告事業
デジタルサイネージ等をつかった情報発信事業と合わせて広告事業を実施

4. 組織体制の強化(案)

